

県内唯一の専門実践指定校！



東京

神奈川

埼玉

群馬

当校の介護福祉士実務者研修が 専門実践教育訓練給付制度に指定されました！

専門実践教育訓練給付金とは、働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講して修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）がハローワークから支給されます。

無資格・初任者研修・ヘルパー2級保持者の方に

受講料の50%が給付されます！

また、当校の介護福祉士実務者研修の修了後1年以内に、介護福祉士の国家資格を取得し1年以内に被保険者として雇用された場合または雇用されている場合更に

受講料の20%が給付されます！

※年間上限56万円で専門実践教育訓練給付金を再計算し、既支給分の差額を支給します。
上記を合わせると、実務者研修受講料の70%が助成されます。

※消費税8%で計算しています（2019年4月1日現在）

取得資格	定価受講料	給付金利用を利用した場合の受講料 (受講料の50%が給付されます)	70%受給時自己負担 次年度の介護福祉士に合格 (更に受講料20%が給付されます) ※雇用保険の被保険者であることが条件です
無資格者	194,000 <small>(税込)</small> 円	97,200 <small>(税込)</small> 円	58,320 <small>(税込)</small> 円
ヘルパー2級 初任者研修修了者	151,200 <small>(税込)</small> 円	75,600 <small>(税込)</small> 円	45,360 <small>(税込)</small> 円

ヘルパー1級修了者 11,0160(税込)円 基礎研修修了者 42,120(税込)円は給付制度の対象となりません。

藤仁館医療福祉カレッジ 専門実践教育訓練指定講座 (2019年4月1日)

施設名	対象コース	指定番号
藤仁館医療 福祉カレッジ	介護福祉士実務者研修科（通信課程）	610511910010
	介護福祉士実務者研修科（通信課程初任者研修修了者）	610511910023
	介護福祉士実務者研修科（通信課程ヘルパー2級修了者）	610511910036

※厚生労働省の指定基準の見直しにより、指定コース等が変更される可能性があります。

専門実践教育訓練給付制度の詳しい申請方法等につきましては、裏面をご覧ください▶

適用コース・お手続きについてのお問い合わせは下記各校舎までお気軽にお尋ねください。

福祉の名門校 藤仁館学園グループ \ 資料のご請求・お問合せはお気軽にどうぞ! / <http://www.omiya-fukushi.co.jp>

藤仁館医療福祉カレッジ

とうじんかんがくえん
藤仁館学園

検索

横浜校

池袋校

大宮校

南浦和校

熊谷校

高崎校

太田校

【専門実践教育訓練給付金】申込みから支給申請までの流れ



1 個別説明会（無料）

本校に直接ご来校いただき、ハローワークへの申請手続きの方法及び受講のスケジュールをご確認ください。

2 3 支給要件照会手続【対象者の確認】 ※支給要件の確認は、本人の住所を管轄するハローワークでご確認ください。

雇用保険の被保険者（在職者） —— 雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が**3年以上**（はじめて教育訓練給付金を利用する方は2年以上）ある方

雇用保険の被保険者であった方 —— 被保険者資格を喪失した日（離職日翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長あり）、かつ支給要件期間が**3年以上**（はじめて教育訓練給付金を受給する場合は2年以上）ある方

支給要件期間 について

- 被保険者期間が途中で中断していて、その中断期間が1年を超える場合には、中断以前の被保険者期間は通算されません。
- 過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者期間は通算されません。このため、新たに支給資格を得るためには、過去の受講開始日から3年以上の雇用保険の被保険者期間が必要となります。更に平成26年10月1日以降教育訓練給付金を受給した場合は、その受給から今回の受講開始日まで3年以上経過していることが必要となります。

4 5 受給資格確認申請書【受講前の事前申請手続】

ハローワークで配布する「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票とジョブカード等必要書類をハローワークへご提出ください。 **ご注意** 各学習開始日の1ヶ月までまでに手続きが必要です。

6 入学手続 入学要項に従い手続きを行ってください。

7 受講開始【修了要件】

修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の 具体的な基準)

- ① 面接授業を終了し、かつ、レポート及び面接授業に合格しなければならない。レポート、試験等の採点結果は90点以上を優、80点以上を良、70点未満を不可とする4段階とし、可上を合格とする。
- ② 面接授業は当校が指定する時間数の全てに出席した場合に修了とする。
- ③ 全科目の判定の結果、不合格の科目については、レポートの再提出及び再評価を行う。
- ④ 全科目に合格した者については、介護福祉士実務者研修の修了を認定し、修了証を授与する。

8 支給申請書類発行【受講修了】

上記7に記載された修了認定基準を満たした方に、支給申請に必要な書類を発行します。

9 支給申請手続

下記の申請期限までに、支給申請書類等の必要書類を、本人の住所を管轄するハローワークに提出し、給付金の支給手続きを行ってください。

※申請期限内に申請を行っていただくことが原則ですが、申請期限を過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間（2年間）について申請が可能です。

受講修了時 受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内

受講修了後 受講した専門実践教育訓練が目標としている資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、雇用された日の翌日から起算して1ヶ月以内

10 決定通知【給付金支給】

専門実践教育訓練を受け、修了した者が、あらかじめ定められた資格の取得等をし、受講修了日の翌日から起算して1年以内に被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合、教育訓練経費の**70%**に相当する額として全支給単位期間に係る教育訓練経費について改めて計算を行い、教育訓練経費の**50%**に相当する額として支給した額の差額分が支給される。